

水道料金・下水道使用料の基本料金を免除します

ウィルス感染症の流行時期となる冬期間における、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、「新しい生活様式」の一つである手洗いを徹底するため、水道料金・下水道使用料の基本料金を免除します。

ー対象期間ー

【東山・大浜・万代・栄】にお住まいの方
令和2年度 11月検針分（10・11月分）
1月検針分（12・1月分）

【高台・大和・御崎・清住・相生・宮園・野東・敷島内】
にお住まいの方
令和2年度 12月検針分（11・12月分）
2月検針分（1・2月分）

「新しい生活様式」の実践例

- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
- 手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う
(手指消毒薬の使用も可)

ー対象者、免除額、申請手続ー

- ① 対象者
全ての水道・下水道使用者
- ② 免除額
水道 ～ 基本料金が免除となります
家事用（4カ月で6,600円）
業務用、団体用、浴場用
（4カ月で8,800円）
工業用（4カ月で44,000円）
下水道 ～ 基本水量分の下水道使用料が免除となります
家事用、業務用、団体用
（4カ月で最大7,920円）
浴場用（4カ月で最大2,640円）
※メーター使用料と、超過水量分の水道料金・下水道使用料は免除となりません
- ③ 申請手続
申請手続は不要です

上下水道使用 水量料金等のお知らせ	
令和 2年度10・11月分 検針日 令和 2年 月 日	
住 所	
氏 名	様
水検番号 0002035100-001	
用 途 家事用	
請求予定額	16,102 円
(内 訳)	
水 道 料 金	7,480 円
メーター使用料	900 円
下 水 道 使 用 料	7,722 円
今回の指針	1609 m ³

※検針票に記載されている請求予定額のうち、水道料金の基本料金と、基本水量分の下水道使用料が免除となります。

※後日、「免除決定額」「免除後の水道料金・下水道使用料」をお知らせします。

納付の相談を受け付けております

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、水道料金等のお支払いが困難の方は、お支払い方法(分割納付、徴収猶予)についてのご相談を受け付けております。

その他ご不明な点がございましたら、経営管理課までお問い合わせ下さい。